

八峰町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

八峰町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 3

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

- 本計画は、本町の学校教育の目標である、「ふるさとを愛し、豊かな心を持ち、力強く生き抜く人間の育成」を確実に行うため、働き方改革を推進し、教育職員の働きがい高め、質の高い教育活動の持続的な提供を目的に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和4年4月に、所管に属する教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「八峰町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33.3時間	0.1%	0%
中学校	月44.5時間	33.3%	6.4%

【参考】秋田県平均時間外在校等時間（令和6年度）

市町村立小学校 月31.8時間 市町村立 中学校45.9時間

- 本町の中学校の時間外在校等時間が月45時間を超える割合は、33.3%と多くなっている。部活動業務の負担感が大きくなっており、部活動の地域展開を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする【R6：9日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を減少させる【R6：11.8%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者と信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整 (「3分類」④関係)
 - ・ 調整役として、コミュニティスクールディレクターを配置する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答 (「3分類」⑥関係)
 - ・ 校務支援システムの活用により、負担軽減を図る。
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 (「3分類」⑧関係)
 - ・ 外部委託及びICT支援員を配置する。

- 部活動 (「3分類」⑬関係)
 - ・ 町スポーツ協会と連携した部活動指導。
 - ・ 部活動指導員、外部指導者の配置。
 - ・ 土曜日の地域展開に努める。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理 (「3分類」⑮⑯関係)
 - ・ ICT支援員を配置し、教材研究等における効率的かつ効果的なデジタル技術の活用を促進する。
 - ・ ALTや外国語活動支援員を柔軟に活用できるよう条件整備を行うとともに、積極的な活用を推進する。

- ・校務支援システムの機能等により、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

■支援が必要な児童生徒への対応 (「3分類」⑱関係)

- ・特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育支援員を配置する。
- ・校内教育支援センターを設置し支援員を配置するほか、学校支援スタッフを配置し、児童生徒や保護者の相談等に活用し、連携協働による支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・清掃頻度を見直すとともに、休憩時間を確保する(週時程表に明記する)。
- ・児童生徒の出欠状況の確認や、各種アンケート調査、職員会議資料の配布等について、校務支援システム等のICTを効果的に活用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労総安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にする。
- ・年次有給休暇について取得を促進する。
- ・夏季休業期間における学校閉庁日の設定を継続するとともに、4月春季休業日を確保するほか、週1日以上の日時退勤日や部活動休止日を設定する。
- ・最終退校時刻を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、八峰町ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び教育総合会議において報告することとする。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化する。
- ・学校運営協議会と連携して、地域ボランティアの確保・充実の協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。